

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年2月5日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 木村 奨

1 契約の概要

- (1) 2階男子小便器ハイタンクボールタップ破損修繕を行う。
- (2) 水道使用の減免申請を行う。

2 履行(納品)場所

南区三春台4番地
太田小学校

3 契約日

令和5年12月7日

4 履行日又は履行期間

令和5年12月8日

5 契約金額

44,000 円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市西区久保町4番12号
三ツ矢設備工業株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

太田小学校において、水道使用量の増大のため、漏水の可能性を指摘されました。調べたところ、2階男子小便器ハイタンクボールタップ破損により、便器洗浄が止まらないため水道の使用量が増えていました。緊急に対応・復旧しないと児童がトイレを使わずに学習活動に支障をきたすため修繕工事を実施しました。

8 契約の相手方の選定理由

令和5年度災害協力事業者名簿に登録のある会社であり、南区内で迅速な対応ができることから選定しました。

9 所管課

横浜市立太田小学校